

茨市推第74号
令和3年4月8日

各コミュニティセンター
指定管理者 代表者 様

茨木市 市民文化部
市民協働推進課長 小西 哲也

新型コロナウイルス感染症の拡大防止
に向けた対応等について（お知らせ）

日ごろから、各コミュニティセンターの管理運営に格別のご尽力とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

標記について、大阪府では、令和3年4月7日（水）に「医療非常事態宣言」が発出されるとともに、同日、「大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」が開催され、レッドステージ1に移行されました。

また、府民に対して、現行の要請内容に加え、新たに4月8日（木）から「大阪府域全域における不要不急の外出・移動は自粛すること」が要請されるとともに、大阪市外の集会場・運動施設等に対し、4月9日（金）から、21時までの営業時間短縮の協力を依頼されています。

本市では、府の要請等を踏まえ、令和3年4月8日（木）に「茨木市新型コロナウイルス対策本部会議」を開催し、別紙のとおり、決定・変更（コミュニティセンターの開館時間は午後9時まで）いたしましたので、ご理解とご協力をいただくとともに、利用者の皆さまに周知していただきますようお願い申し上げます。（別紙の参考資料は添付しておりません）

また、午後9時以降の利用制限に伴い、利用をキャンセルされる場合で、既に利用料金をお支払い済みの方には、全額還付していただくほか、それでもなお、午後9時までの利用を希望される方には、夜間区分の利用料金額をお支払いいただくこととなります（利用制限に伴う還付はありません）ので、その旨を丁寧にご説明いただきますよう重ねてお願いいたします。

なお、部屋の変更に伴う差額の対応につきましては、茨木市立コミュニティセンター条例施行規則（改正後）に基づき、適切に対応していただくとともに、地域の皆さまにおかれましても、できる限り、不要不急の外出・移動の自粛に加え、引き続き、運用マニュアルに基づき、適切な感染防止対策に努めていただきますようお願いいたします。